

青年等就農資金

●新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で日本政策金融公庫が融資します。

借入対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等※であって市町から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者

※青年、知識・技能を有する者、これらの者が役員の過半を占める法人

※農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く

○資金の用途

- ・農地等の改良、造成
- ・果樹の植栽、育成
- ・家畜の購入、育成
- ・施設・機械の改良、造成、取得に必要な資金
- ・運転資金 など（農地等の取得は除く）

○借入限度額

3,700万円（特認限度額1億円）

○借入金利

無利子

○償還期限

17年以内（据置5年以内）

お問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫高松支店（087-851-9991）
- ・各農業改良普及センター